



資料

かながわ人権施策推進指針（第2次改定版）の改定の 必要性等について

令和7年2月4日（火）

福祉子どもみらい局共生推進本部室人権・同和グループ

現行のかながわ人権施策推進指針（第2次改定版）

第2章 指針の基本的な考え方

人権は、人間の尊厳に基づいて、すべての人が生まれながらに持っている権利であり、個人としての生存と自由を確保し、より幸福な人生を送るために欠くことのできない権利です。

わが国においては、憲法で基本的人権として、侵すことのできない永久の権利として保障し、国民の不断の努力によって保持しなければならないとしています。

そこで、この指針では、行政、県民、企業、NGO（非政府組織）・NPO（非営利組織）等の多様な主体とともに、人権がすべての人に保障される地域社会づくりを着実に進めるための方向性等を示すこととします。

1 指針の目標

人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざします。

2 基本理念

県は、目標の実現に向けて、憲法はもとより国際的な人権の基準に従い、次のことを基本理念として県民とともに取り組みます。

- (1) 誰もが人権を侵されることなく、個人として尊重される社会をめざします。
- (2) 誰もが機会の平等を保障され、能力が発揮できる社会をめざします。
- (3) 誰もが個性を尊重されるとともに、孤立したり、排除されることのない、人と人とのつながりを重視した、ともに生き、支え合う社会をめざします。

3 指針の性格

この指針は、人権施策推進にあたって、次の性格を持つものとします。

- (1) 県のあらゆる施策・事業を、常に人権尊重の視点を持って推進する県の基本姿勢を示すものです。
- (2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、県が実施する人権教育及び人権啓発の推進の方向を示すものです。
- (3) 人権尊重の社会の実現に向けて、県民、企業等の積極的な取組みを促進するものです。
- (4) 主な分野別人権課題の取組みについて、施策推進の方向を示すものです。具体の実施策等については、県の総合計画や個別計画、各年度の予算等で表します。

なお、この指針は、改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することとします。

現行のかながわ人権施策推進指針（第2次改定版）

人権施策の取組の経緯

指針の基本的な考え方

- 指針の目標
- 基本理念
- 指針の性格

人権尊重のための基本姿勢

- 県（県職員）が取り組むべきこと
- 県民の皆様にとりこんでいただきたいこと
- 企業等の皆様にとり組んでいただきたいこと

人権教育・人権啓発の推進

- 人権教育の推進
- 人権啓発の推進

相談・支援体制

- 県の相談・支援体制
- 救済関係機関・NGO・NPO等相互の協働・連携強化
- 人権相談窓口の情報提供
- 緊急一時保護機能の充実
- 相談員研修の充実

分野別施策の方向

- 子ども
- 女性
- 障がい者
- 高齢者
- 疾病等にかかる人権課題
- 同和問題（部落差別）
- 外国籍県民等
- 貧困等にかかる人権課題
- 犯罪被害者等
- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- 性的マイノリティ
- インターネットによる人権侵害
- 様々な人権課題

人権施策の推進体制等

- 人権施策の推進体制
- 人権研修の実施
- 県の人権施策への提案等
- 人権課題の取組状況等の報告

かながわ人権施策推進指針

- ・ 本県における人権施策の根幹となるもの
- ・ 平成15年に策定、平成25年3月に改定を実施

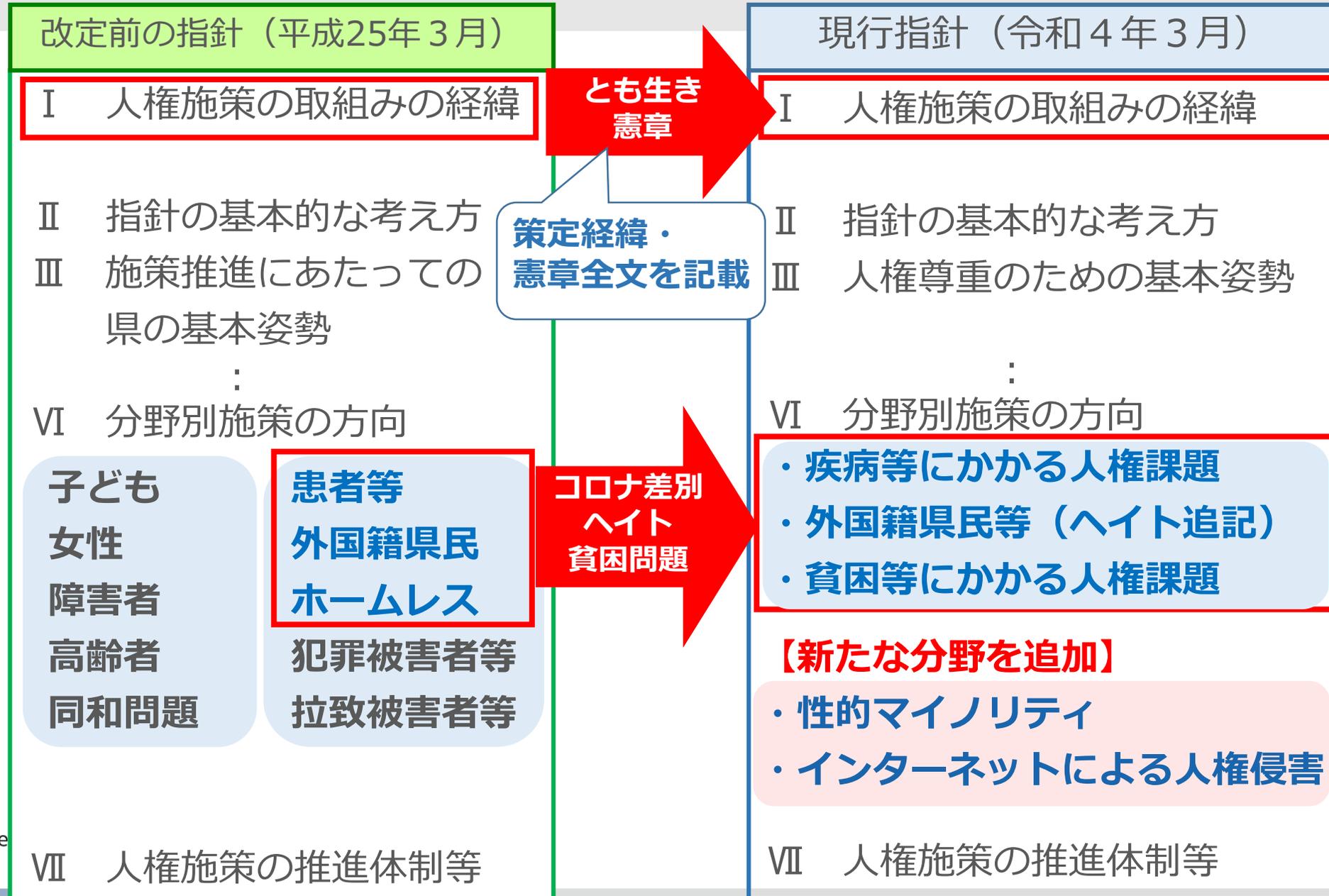
社会情勢の大きな変化

- ・ 津久井やまゆり園事件の発生
- ・ インターネット上の誹謗中傷(SNS上の誹謗中傷による自死事案の発生)問題
- ・ 性的マイノリティの人権課題の顕在化
- ・ ヘイトスピーチや貧困問題の深刻化など

人権施策の重要性があらためて浮き彫りとなる

さまざまな人権課題に対応するため
抜本的な見直しを行い、令和4年3月に改定

かながわ人権施策推進指針 (改定前と現行の比較)



指針の改定の必要性等について

■ かながわ人権施策推進指針の記載

「この指針は、改定から5年を目途として、社会情勢の変化等を勘案し、改定の必要性を検討することとします。」

- 改定から5年を目途
令和4年（2021年）3月に第2次改定版を策定
5年を目途とした場合、令和9年（2026年）3月に第3次改定版を策定
- 社会情勢の変化等
子ども、女性、性的マイノリティ、インターネットによる誹謗中傷、ヘイトスピーチの問題など社会情勢等が変化

指針の改定の必要性等について

①子ども

こども基本法の施行

- ・ 2023年 **こども基本法**の施行、こども大綱、こどもまんなか実行計画の決定
- ・ 2024年 県は「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の策定を予定

②女性

困難女性支援法の施行

- ・ 2022年 **困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**が成立、売春防止法の改正
- ・ 2023年 県は基本計画を策定（義務）
- ・ 2024年 4月施行、新法に基づき、女性支援を実施

③性的マイノリティ

理解増進法の施行

- ・ 2023年 **性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律**が施行
- ・ 2024年以降は新法に基づき、知識の普及、相談支援体制の整備を実施（努力義務）

④インターネット

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）の公布

- ・ 2021年 県はインターネット上の誹謗中傷に対して弁護士相談等を実施
- ・ 2022年 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律が改正、情報開示の裁判手続きを簡易化
- ・ 2024年 プロバイダ責任制限法を**情報流通プラットフォーム対処法**に改め、大規模プラットフォーム事業者に対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付け

⑤ヘイトスピーチ

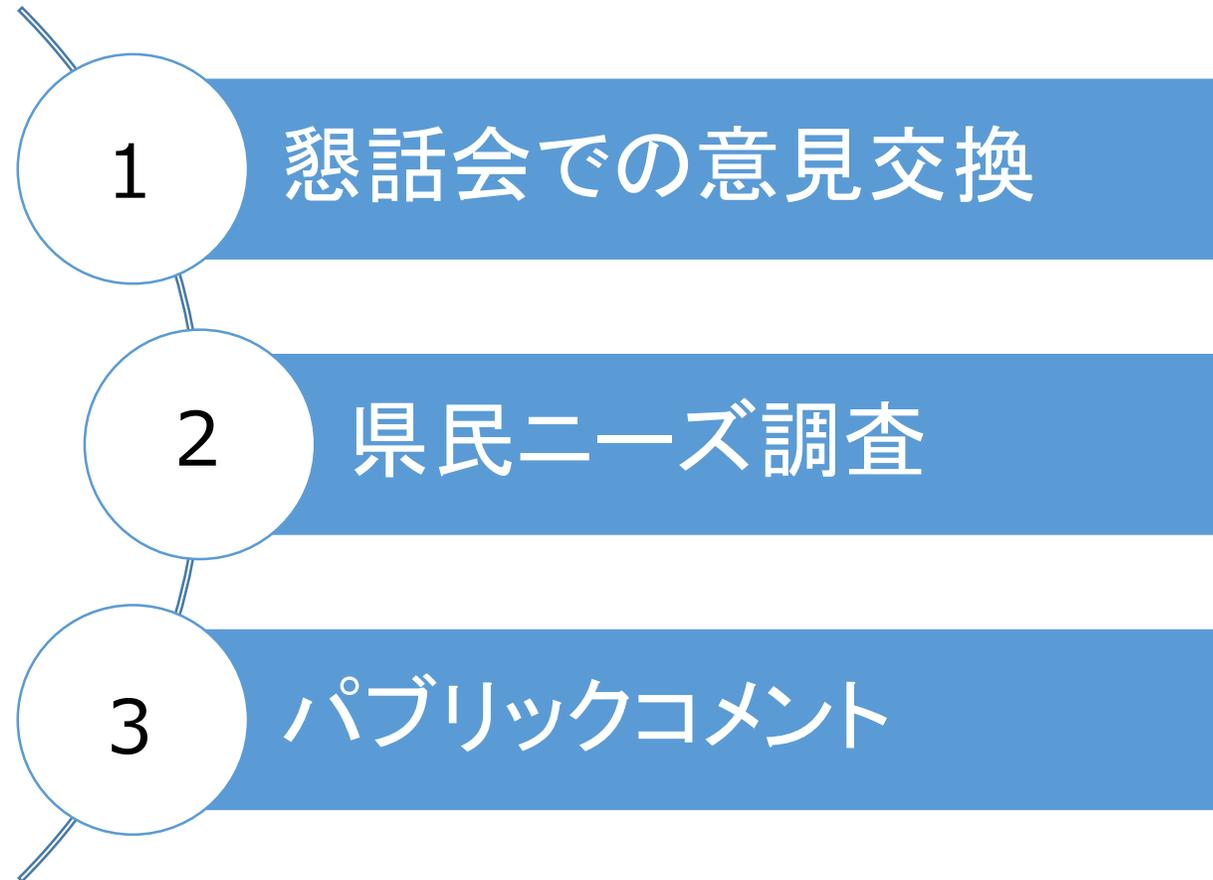
県内市町村の条例施行

- ・ 2020年 本邦外出身者に対する不当な差別的言動を禁止した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」を施行
- ・ 2024年 ヘイトスピーチを禁止した「相模原市人権尊重のまちづくり」条例を施行

指針の改定の必要性等について

- 社会情勢の変化に伴って、各分野の県民の人権意識を把握していく必要があるのではないか
- それに基づいて改定内容を精査する必要がある

指針の改定に向けた準備



指針の改定に向けた準備

今後の懇話会審議内容（予定）について

(1) 令和6年度

令和7年2月 指針改定の必要性等の意見交換

(2) 令和7年度 2回程度開催

指針改定の必要性についてご意見いただける内容を検討

(3) 令和8年度 3回～4回程度開催

改定する場合、具体的な改定内容についてご意見いただける内容を検討

意識調査

県民ニーズ調査（基本調査）

県民の生活や県政についての意識を継続的に調査（設問内容は毎年同じ）

現状の設問

1. 今後10年くらいの中に、一人ひとりの人権が尊重され、差別がない地域社会になっている
2. いじめや差別は一人ひとりが思いやりの心を持たなくてはなくなるものだ
3. 神奈川県でくらす外国人も日本人と同じような権利をもつべきだ
4. 今後10年くらいの中に、外国人にとってもくらしやすい地域社会になっている
5. 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ
6. 女性が働き続けるには、まだまだ厳しい世の中だ

意識調査

県民ニーズ調査（基本調査）

今後10年くらいの間、一人ひとりの人権が尊重され、差別がない地域社会になっている

令和5年度調査



令和4年度調査



意識調査

県民ニーズ調査（課題調査）

時宜に応じたテーマについて調査（※年度によって設問変更あり）

R5調査設問

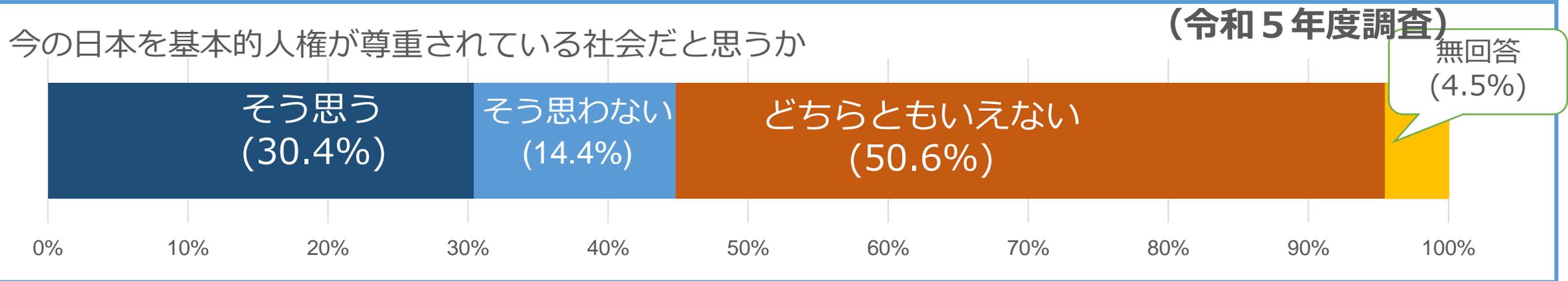
1. 今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか。
2. インターネットでの人権侵害を防ぐために、特に力を入れて取り組む必要があると思うことは何ですか。
3. 県内での、同和地区出身者に対する差別についてどう思いますか。
4. もし、あなたにお子さんがいて、そのお子さんの結婚する相手が同和地区出身者であると分かったら、どうしますか。

R6調査設問

1. 今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか。
2. 普段身近に感じている、または最近気になっている人権課題は何ですか。
3. 人権課題を解消するために、力を入れて取り組む必要があると思うことは何ですか。

意識調査

県民ニーズ調査（課題調査）



【参考】過去の調査結果



懇話会委員の意見

- アンケートで基本的人権が尊重されているとは思わないと回答された方の割合が多かったという指摘がありました。そこは憲法の教育ですとか基本的人権の教育ですとかで、今一度より一層の若い方への教育ですとか啓発活動に取り組む必要がある（松本委員）
- 基本的人権が尊重されているかという（アンケートに対して）、数字が悪くなっていることに対してどう考えるかということが重要（榎木委員）
- 「どちらともいえない」という回答も大変多くなってきていますので、これが最近の人権の調査だと「分からない」とかの曖昧な答えが多いということは、人権問題に対して関心が薄くなっているからではないかと思っています。（炭谷座長）

- 人権に関する社会情勢の変化等を把握
- こども、女性、障がい者、高齢者、同和、性的マイノリティ、インターネットによる人権侵害等々、各分野の人権課題の把握
- 県民の人権意識の把握

指針改定の検討のための基礎資料として、県民ニーズ調査だけでなく、**県民の人権意識調査**を実施してはどうか。

神奈川県の人権意識調査の設計の考え方

項目	人権に関する県民意識調査
調査対象	県内在住の満18歳以上の男女5,000人、神奈川県全域 住民基本台帳等に基づく層化二段無作為抽出orインターネットモニター（年齢、居住地域など平準化）
調査方法	郵送法（配付：郵送、回収：郵送又はインターネット回答）またはインターネットモニター調査 （調査内容または予算状況により方法を検討）
調査目的	人権に関する県民の意識についての現状を把握し、「かながわ人権施策推進指針」をはじめとした、人権が尊重される社会の実現をめざした施策を推進するための基礎資料とする。
調査項目（案）	設問数 30問程度（県民ニーズ調査の設問と重複しないようにする）
<p>設問数の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針の項目をベースに各分野2～3問程度 ・回答者の負担と回収率を考慮して全体で30問程度 <p>設問内容の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題だと思っていること ・取り組むべき事柄 ・新たに追加する項目があるか <p>など</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権全般に対する意識（人権侵害やその対応） 2 人権教育・人権啓発 3 相談・支援体制 4 子ども 5 女性 6 障がい者 7 高齢者 8 疾病等にかかる人権課題 9 同和問題（部落差別） 10 外国籍県民等 11 貧困等にかかる人権課題 12 犯罪被害者等 13 北朝鮮当局によって拉致された被害者等 14 性的マイノリティ 15 インターネットによる人権侵害 16 様々な人権課題（ヤングケアラー等） 17 人権施策の推進体制

神奈川県の人権意識調査の設計の考え方

- 県民意識調査について、統計の専門家へ相談(神奈川県統計センターの統計相談を実施)
- 関東学院大学経済学部 野中 康生(のなか やすお)教授から以下のとおりアドバイス
- 調査対象数については他の自治体の調査と同程度で良いのではないかと
(東京都、埼玉県 5,000人)
- 指針の改定を踏まえるなら埼玉県のような人権のテーマ(指針の項目)ごとの課題をリストアップするような設問が作成しやすい

神奈川県の人権意識調査の設計の考え方

パブリックコメント意見

- 次回指針改定時は、素案作成前に人権に関する県民意識調査を実施してほしい。

かながわ人権政策推進懇話会委員からの意見

- 次回指針改定時には、素案作成前に、県民意識調査を実施していただきたい、という意見に同感です(片岡利枝子 委員)
- 人権に関する意識調査(※県民ニーズ調査)の項目をもうちょっと多くして、なかなか県民から意見をもらうということは大変なようですが、それを検証しながら、指針を見直すということが、やっぱり一番大切なのではないかなと思います。(根本信一 委員)
- (改定の)その前に県民意識調査ができればより良いものになるのではないかと思います。(小林千恵子 委員)

【参考資料】 指針改定スケジュール（案）

